

【別冊 5】

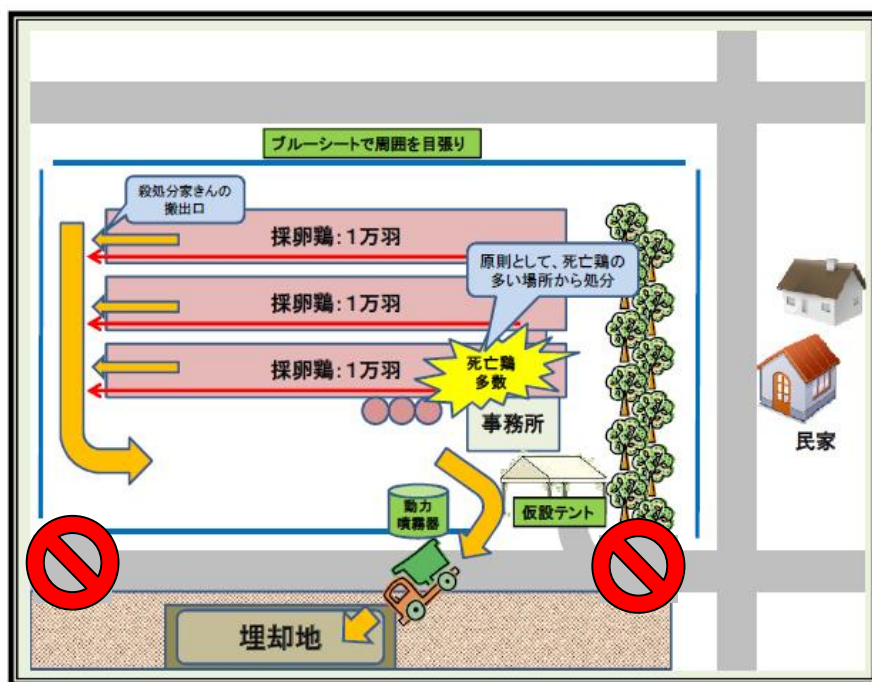
通行の制限または遮断

通行の制限または遮断

高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜確認後、速やかに管轄の警察署および市町の協力を得て、家伝法第15条に基づき、発生農場周辺の通行の制限または遮断(以下、「通行の制限等」という。)を行う。

1 通行の制限等の範囲

原則として、農場に隣接する道路およびその周辺とする。通行の制限等の場所については、平常時から候補地を検討しておくものとする(図1参照)。



🚫 : 通行の制限等の場所

図1 通行の制限等の例

(出典:農林水産省 高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル)

2 規制の期間

原則として、家伝法第15条に規定されている72時間とする。72時間を経過した後も継続する必要がある場合には、あらかじめ道路管理者等と協議を行い、必要な通行の制限等が確実に実施できるよう調整する。

3 規制の内容

- (1)人および物品を含めたすべてのものの移動、搬出ならびに搬入を制限する(図2参照)。
- (2)通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒(動力噴霧器、蓄圧式噴霧器、踏込消毒槽、消毒マット等による消毒)を行ったうえで、これを認める。

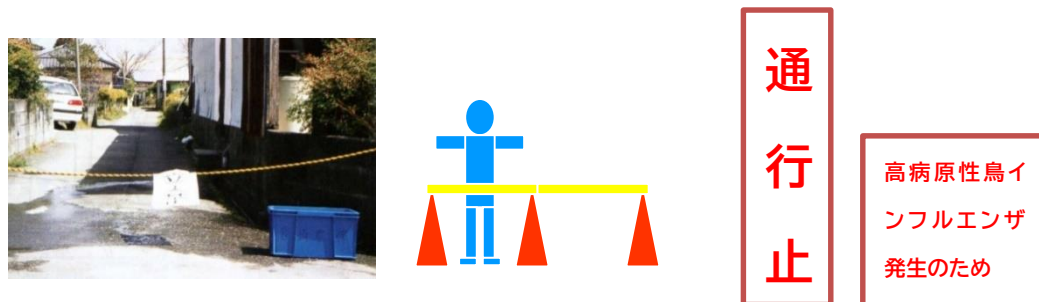


図2 通行の制限等のイメージ

4 通行の制限等の手続、掲示等の方法(家伝法施行令第5条に基づく)

第2ステージ開始後、以下の手順に従い手続を開始する。

通行の制限等の開始については、県防疫総括班が、手続きの状況、発生農場およびテント基地の準備状況等を総合的に判断して指示する。

通行の制限等の期間が72時間を超える可能性がある場合は、県防疫総括班が各班に指示し、必要な制限等が実施できるよう調整する。

- (1)現地総務班(総務係)は、通行の制限等を行う予定場所を管轄する警察署長に、その旨を通報する。
- (2)現地総務班(総務係)は、通行の制限等の予定場所の付近に鉄道もしくは軌道が敷設されているときは、(1)の通報前に、これらの施設を管理する者に協議を行う。
- (3)現地防疫対応班(調整係)は、発生市町に通行の制限等を行う旨を報告し、制限場所の監視を行う職員の派遣を要請する。
- (4)通行の制限等を行うときは、現地防疫対応班(調整係)は、発生市町の協力のもと、地元住民に対し、その概要および必要性を説明して十分な理解が得られるように努める。
- (5)現地防疫対応班(テント基地係)は、発生市町の協力のもと、通行の制限箇所周辺の

適当な場所で、通行の制限等の旨および理由の掲示、カラーコーン等による通路等の制限場所の明示、夜間の赤色灯または黄色灯の点灯など、その他の場所との識別が明確に行えるようにする。

5 必要資材

表1 通行の制限等の場所(1か所)に必要な資材一覧

資材名	説明等	数量	搬入等
投光器	発電機付	1個	テント基地設営時搬入
赤色回転灯等	誘導灯および投光器での代用も可	1個	テント基地設営時搬入
赤コーン等	立入禁止テープ含む	2~3組	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
動力噴霧器 蓄圧式噴霧器	通行車両消毒用	1個	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
誘導灯(指示棒)	乾電池付き	1個	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
プラ舟 (人工芝含む)	通行人履物消毒用	1個	テント基地設営時搬入
消毒薬	逆性石けん等	1本	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
通行制限看板	防災用看板等を用 通行止め、理由2種	2~3個	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
椅子		人数分	テント基地設営時搬入
雨合羽		人数分	テント基地設営時搬入
トランシーバー (デジタル簡易無線等)	テント基地との連絡 用	1個	県防疫対応班

6 通行の制限等箇所における業務

(1) 通行制限等箇所における監視

- ・関係者、外来者および車両を監視し、関係者・関係車両以外の通行を制限する。
- ・周辺住民等から制限に関する説明を求められた場合には、必要性を説明し、協力を求める。

※対応が困難な場合には、現地防疫対応班(テント基地係)に報告し、指示を仰ぐ

(2) 通行する人、車両の消毒

- ・通行者に、踏込消毒槽において履物を消毒するよう指示する。
- ・通行車両は、動力噴霧器(設置場所によっては蓄圧式噴霧器や消毒マット)を用いてタイヤ周りを重点に消毒する。

7 資材の管理

- ・現地防疫対応班(テント基地係)は、通行制限箇所の必要資材を管理し、不足等ある場合には手配する。
- ・通行制限箇所担当者は、必要資材の不足等ある場合には、現地防疫対応班(テント基地係)に報告する。